

三原市教育 I C T 巡回相談業務委託事業者選定に伴う審査要領

三 原 市 教 育 委 員 会

(目的)

第 1 条 公募型プロポーザル方式による三原市教育 I C T 巡回相談業務委託事業者の選定を厳正かつ公正に行うため、三原市教育 I C T 巡回相談業務委託事業者選定に伴う審査要領を定める。

(基本方針)

第 2 条 価格面と技術面（非価格面）を総合的に評価して、価格面と技術面の加算方式による合計点の最も高い事業者（以下「優先契約交渉事業者」という。）を選定し、優先契約交渉事業者と必要に応じて細部を協議し、最終決定する。優先契約交渉事業者と協議が整わない場合は、次点の事業者と協議を行う。

(審査内容の定義)

第 3 条 次の審査内容によりプロポーザルに参加する事業者（以下「審査対象事業者」という。）を審査する。

審査内容：提案書、価格、プレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）の内容を総合的に評価し、優先契約交渉事業者を決定する。

(事務局)

第 4 条 事務局は、学校教育課の職員により構成する。

(審査スケジュール)

第 5 条 提案依頼書交付から契約までの審査スケジュール（別表 1）を定める。

審査スケジュールに変更が生じたときは、事務局が調整するものとする。

(審査手順)

第 6 条 審査対象事業者から提案された提案書等を基に、次の手順により審査を実施する。

(1) 有効・無効の判断

次に掲げる条件を確認し、有効な提案であるか否かを判断する。

ア 参加資格条件を満たしているか。

参加資格条件を満たしていない場合は無効とする。

イ 仕様書に対して致命的な不適合事項がないか。

致命的な不適合がある場合は無効とする。

(2) 審査

次の審査、評価を行う。

ア 価格

第10条に定める方法により評価点を決定する。

イ 提案書

第8、9条に定める方法により評価点を決定する。

ウ プレゼンの実施

第11条に定める方法で審査対象事業者による提案内容の説明(プレゼン)を実施する。
質疑事項があれば回答を求める。

(3) 優先契約交渉事業者決定

審査の結果、前号の評価点の合計が一番高い事業者を優先契約交渉事業者として決定する。
なお、評価者の評価点の平均が、60点を下回る場合は、失格とする。

(評価点の内訳)

第7条 審査の総合評価点の内訳は、次のとおりとする。

審査

総合評価表		評価比率
技術面 (小計)		80
	1 提案の概要	5
	2 業務体制	30
	3 追加提案	5
	4 研修体制	5
	5 評価体制	5
	6 管理体制	10
	7 危機管理体制	10
	8 配置実績	10
価格面 (小計)	業務委託費用	20
合計		100

(提案書の評価)

第8条 審査対象事業者から提案された提案書は、次の方法により評価する。

- (1) 審査対象事業者から提案された提案書を読み込み、質疑事項を整理する。質疑事項は提案事業者へ送付し、第5条で定める審査スケジュール(別表1)のプレゼンまでに回答をもらう。また、第5条で定める審査スケジュール(別表1)のプレゼンにおいても質疑できる。

- (2) 提案書及び質疑の回答結果を踏まえて、提案評価表により提案書の評価点を算出する。
 評価者は、三原市教育 I C T 巡回相談業務委託事業者選定委員(以下、「選定委員」という)とする。

配点	判定基準	判定内容
5 点	特に優れる	該当項目に関する内容が、本市にとって特に有効、且つ、かなり具体的な内容であること
4 点	優れる	該当項目に関する内容が、本市にとって有効であること、あるいは該当項目に関する内容が、本市にとって具体的な内容であること
3 点	普通	該当項目に関する内容が、一般的なものであること（本市に特化していない）
2 点	不備あり	該当項目に関する内容が、本市にとって有効でない、あるいは該当項目に関する内容が、本市にとって具体的でない。 該当項目に関する内容を実現することが、現実的には難しい、など。
1 点	大きな不備あり	該当項目に関する内容が、本市にとって有効でなく、具体的でない。 該当項目に関する内容を実現することが、現実的ではない、など。
0 点	記載なし	記載がない、あるいは見当違いな内容となっている、など。

(配置実績の評価)

第 9 条 過去 4 年間(令和 3 ～ 6 年度)に他の自治体で、I C T 巡回相談業務を行った実績を次のとおり評価する。

(1) 配置実績による評価

過去 4 年間において I C T 巡回相談業務を行った自治体数× 1（点）とする。
 計算上、自治体数の上限は 10 とする。委託契約、派遣契約のどちらも含む。

(価格点の評価)

第 10 条 価格点の計算は、次の計算方法とする。

- (1) (最低価格/該当提案者の提案価格)×20(点)（小数第 3 位を四捨五入）とする。予算額を超えた提案は選考外。

(プレゼンの実施)

第 11 条 審査対象事業者が提案内容のプレゼンを実施する。

(1) プレゼンの実施

- ア 日 程 ： 審査スケジュールで定める日
 イ 場 所 ： 三原市役所
 ウ 内 容 ： 1 社 40 分で提案書のプレゼン（20 分）及び質疑（20 分）を行う。
 エ 評価者 ： 選定委員 5 名

(委任)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、事務局が別に定める。

別表 1 (第 5 条関係)

審査スケジュール

項 目	日 程	内 容	対応者
第 1 回選定委員会	2 月 4 日 (火)	実施要領、仕様書、審査要領、評価表等の検討	選定委員 事務局
第 2 回選定委員会	2 月 13 日 (木)	実施要領、仕様書、審査要領、評価表等の決定	選定委員 事務局
公募実施	2 月 28 日 (金) ～ 3 月 10 日 (月) 16 時	参加申請書等の申込受付	事務局
委託仕様書等に対する質問受付締め切り	3 月 12 日 (水) 16 時	質問の受付	事務局
委託仕様書等の質問に対する回答	3 月 17 日 (月)	質問の回答を送付、HP への公開	事務局
企画提案書の提出締め切り	3 月 19 日 (水) 16 時	企画提案書、見積書の受付	事務局
プレゼン	3 月 24 日 (月)	提案内容のプレゼンを実施、評価	選定委員 事務局
第 3 回選定委員会 (優先契約交渉事業者選定)	3 月 24 日 (月)	事業者の選定	選定委員 事務局
決定通知書送付	3 月 28 日 (金)	優先契約交渉事業者へ決定通知書を送付	事務局
契約締結及び打合せ	4 月上旬	事業者と契約	事務局